

# 2022 年度学習院大学史学会総会 第 38 回 学習院大学史学会大会

## プログラム 大会講演要旨 研究報告要旨

日時：2022 年 6 月 25 日（土）9：30～17：45

開催方式：総会はオンライン形式

大会は対面形式とオンライン形式の併用開催

会場：学習院創立百周年記念会館 3 階・4 階

主催：学習院大学史学会

## 【目次】

プログラム	2 頁
講演者紹介	4 頁
大会講演要旨	7 頁
研究報告者紹介	9 頁
研究報告要旨	11 頁
学習院大学史学会概要	18 頁
『学習院史学』第 61 号原稿募集のお知らせ	19 頁

## 【プログラム】

### ◆2022 年度学習院大学史学会総会（9：30～10：45）

開会挨拶

2021 年度事業報告

2021 年度決算報告

2021 年度会計監査報告

2022 年度委員長選出

2022 年度委員委嘱

2022 年度事業方針案

2022 年度予算案

その他の議題

閉会挨拶

### ◆研究報告（11：00～15：10）

於 学習院創立百周年記念会館 3 階 第 1・3 会議室 / 4 階 第 4 会議室

#### ≪第 1 部≫ 11：00～12：00

【第 1 会議室】

浄御原令制下の官司制と官職

村島 秀次 氏（学習院大学大学院博士後期課程）

【第 3 会議室】

「杜受田奏」の鎮圧方略

—太平天国前夜における清朝中央政府の地方把握—

朱 勃瑀 氏（学習院大学大学院博士後期課程）

#### ≪第 2 部≫ 13：00～14：00

【第 1 会議室】

ローマ帝政初期のカルプルニウス・ピソ家

—いわゆる「記憶の断罪」の元老院議員家系への影響—

丸亀 裕司 氏（学習院大学非常勤講師）

【第3会議室】

評制下における春米輸貢制について

池田 純 氏（学習院大学大学院博士後期課程）

≪第3部≫ 14:10～15:10

【第1会議室】

前漢時代における中央と地方の連結—「徴」の事例を中心に—

莊 卓燐 氏（学習院大学東洋文化研究所助教）

【第4会議室】

中世盛期イングランドにおける教会と戦争  
—『大年代記 *Chronica Majora*』を中心に—

小塩 健 氏（東北大学大学院博士後期課程）

【第3会議室】

戦国前期畿内と西国の政治的連動性—天文期尼子氏の播磨侵攻を通して—

野里 顕士郎 氏（学習院大学大学院博士後期課程）

◆大会講演（15:30～17:45）

於 学習院創立百周年記念会館 3階 小講堂

出土文字史料から歴史を読む—楚簡の世界— 15:30～16:30

海老根 量介 氏（学習院大学文学部史学科准教授）

近世房総の山間村落と薪炭生産 16:45～17:45

後藤 雅知 氏（立教大学文学部史学科教授）

## 【講演者紹介】

えびね りょうすけ  
海老根 量介 氏

### 【経歴】

1984年生まれ。2014年、東京大学大学院人文社会系研究科博士課程単位取得退学。学習院大学東洋文化研究所助教、東京大学大学院人文社会系研究科助教を経て、2021年、学習院大学文学部史学科准教授に着任。現在に至る。

### 【主要論文】

「戦国『日書』に反映された地域性と階層性—九店楚簡『日書』・放馬灘秦簡『日書』の比較を通して—」（『中国出土資料研究』14、2010年）

「放馬灘秦簡鈔写年代蠡測」（武漢大学簡帛研究中心主弁『簡帛』7、2012年）

「『盗者』篇からみた「日書」の流過程試論」（『東方学』128、2014年）

「春秋中～後期の申の復国問題について」（『史学雑誌』125-1、2016年）

「放馬灘秦簡を中心にみた「日書」の流通」（『日本秦漢史研究』17、2016年）

「秦漢の社会と「日書」をとりまく人々」（『東洋史研究』76-2、2017年）

「戦国期楚における「日書」の利用について」（『東洋文化』98、2018年）

「靈王所“遂”者究竟為何国？—《靈王遂申》再考—」

（『文字・文献・文明』上海古籍出版社、2019年）

「岳麓書院藏秦簡《置吏律》札記」

（王捷主編『出土文献与法律史研究』9、法律出版社、2020年）

「關於包山楚簡中所見“県”的若干認識」

（徐少華・谷口満・羅泰主編『楚文化与長江中遊早期開發國際學術研討會論文集』武漢大学出版社、2021年）

「下級官吏の目から見た秦の社会—簡牘史料の世界—」

（学習院大学文学部史学科編『新・歴史遊学—覚える歴史学から考える歴史学へ—』山川出版社、2021年）

### 【経歴】

1967年、東京都生まれ。1990年、東京大学文学部国史学科卒業。東京大学大学院人文社会系研究科博士課程単位取得退学後、1998年、千葉大学教育学部講師に着任。同助教授、同准教授を経て、2012年より立教大学文学部史学科教授となり、現在に至る。

### 【著書】

『近世漁業社会構造の研究』山川出版社、2001年

### 【共編著】

『水産の社会史』山川出版社、2002年

『身分的周縁と近世社会 1 大地を拓く人びと』吉川弘文館、2006年

『身分的周縁と近世社会 9 身分的周縁を考える』吉川弘文館、2008年

『山里の社会史』山川出版社、2010年

『古文書でよむ千葉市の今むかし』崙書房出版、2016年

### 【主要論文】

「海付村」における浜方分村運動について

(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団—由緒と伝説—』山川出版社、1995年)

「年貢米納入システムと郷蔵組」

(渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会』岩田書院、1995年)

「海付村落の構造と岡・浜争論」

(渡辺尚志編『村落の変容と地域社会』新人物往来社、1996年)

「近世房総地域における浦請について」(『千葉史学』29、1996年)

「幕末維新时期における百姓相続方仕法と請地出入」

(渡辺尚志編『近世地域社会論』岩田書院、1999年)

「東上総南岸地域の漁業社会構造」

(『千葉県史研究』7号別冊、近世特集号、東上総の近世、1999年)

「近世後期の漁業構造と地域社会」(『歴史学研究』742、2000年)

「正徳・享保期における下利根川中流域の漁業と村々」

(『国立歴史民俗博物館研究報告』115、2004年)

「近世の漁業構造と周縁社会」(『部落問題研究』181、2007年)

「紀州藩石場預役と漁業社会」(『千葉大学教育学部研究紀要』56、2008年)

「近世福山藩領における保命酒生産と鞆町の社会」

(『比較日本学教育研究センター研究年報』6、2010年)

「近世後期百姓持山における炭生産の構造—岩槻藩房総分領を事例に一—」

- (『歴史科学と教育』28・29 合併号、2012 年)
- 「近世後期岩槻藩房総分領における真木生産と炭焼立」(『歴史学研究』893、2012 年)
- 「林産物の生産と輸送—近世房総の養老川水運を例に一」(『史苑』73-2、2013 年)
- 「御林と入会秣野—岩槻藩房総分領の御林を事例として—」  
(『東京大学日本史学研究室紀要』別冊吉田伸之先生退職記念『近世社会史論叢』、2013 年)
- 「近世房総の山間村落における林産物生産—岩槻藩房総分領を事例に一」  
(『メトロポリタン史学』12、2016 年)
- 「丘陵地帯の村と山」(『歴史評論』825、2019 年)
- 「天保期小山村における質地請戻し争論について」(『千葉いまむかし』33、2020 年)
- 「林守・名主家の家督相続と分家—岩槻藩房総分領の長島家を例に一」  
(『立教大学日本学研究所年報』19、2020 年)
- 「市原市八幡・市川本店文書の書簡から」(『市原の古文書研究』8、2021 年)

## 【大会講演要旨】

### 「出土文字史料から歴史を読む—楚簡の世界—」

海老根 量介（学習院大学文学部史学科准教授）

近年、中国では簡牘を中心とする出土文字史料の発見がめざましい。簡牘はだいたい戦国時代から秦・漢を経て魏晋南北朝時代までのものが見つかるが、その中で戦国時代の楚で用いられていた竹簡は「楚簡」と呼称されている。かつての楚の勢力圏であった湖北省を中心とする地域では、高温多湿な環境や墓葬の密閉性などの条件が重なり、簡牘が腐敗せずに今日に至るまで保存されていることがある。それゆえ、現在発見されている戦国時代の簡牘は楚簡もしくは旧楚地域を併合した後の秦のものがほとんどであり、他の地域から見つかることは少ない。

これまで見つかった楚簡は副葬品のリストである遣策、貴族の健康状態を占う貞人の活動を記した卜筮祭祷簡、包山楚簡の司法関係文書など多岐にわたるが、最も注目を集めているのは郭店楚簡や上博楚簡、清華簡などに含まれる思想史関係の文献であろう。これらは孔子やその弟子などが登場する儒家系文献や『老子』のような道家系文献、『尚書』系の文献などをはじめ、失われた諸子百家の思想を我々に伝えてくれるため、盛んに研究が進められている。それに対して歴史学の対象となり得る楚簡とは言えば、上述した包山楚簡や清華簡『楚居』・『繫年』といった一部の文献を除けばさほど多くはない。楚簡研究は主に思想史の研究者によって牽引されてきたと言っても過言ではないのである。

実のところ、上博楚簡や清華簡には楚を中心とする諸国の説話故事が含まれているのだが、それらについてもやはり思想史的な研究が主流であり、歴史学的な研究はそれと比べると極めて少ない状況にある。しかしながら、こうした説話故事は時として伝世文献には見られない情報を豊富に含むため、何とかして歴史学の研究に活かすことができないだろうか。

そこで今回の講演では、特に上博楚簡に見える楚を題材とした説話故事（いわゆる「楚国故事」）について、歴史学的なアプローチの方法を探ってみたい。

説話故事を含む伝世文献として想起されるのが『春秋左氏伝』だが、その構造については小倉芳彦をはじめとした研究の蓄積があり、これを「楚国故事」に応用した先行研究も出されている。本講演では、まずそれらの研究を手がかりに、「楚国故事」の構造と、それを歴史学の素材として扱う際の注意点について整理する。次に、実際に「楚国故事」中の情報をもとにどういったことが研究できるかを、春秋時代の楚と小国「申」の関係を題材にして示したい。また、楚簡中の説話故事には『春秋左氏伝』などの伝世文献と比較・対照できる内容も少なくない。こうした説話故事が取り込まれていった過程を考察することで、伝世文献の成り立ちを探ることも可能となるし、そもそもなぜ当時このような説話故事が編集される必要があったのかを検討することも、重要な研究テーマとなり得るだろう。本講演ではそのような事柄についても言及したい。



## 「近世房総の山間村落と薪炭生産」

後藤 雅知（立教大学文学部史学科教授）

今回は、現在の勝浦市、大多喜町、市原市、鴨川市、南房総市の一部に広がる、かつての勝浦藩領、のちの岩槻藩房総分領のなかの、山間村落に該当する地域での薪炭生産およびその輸送をめぐる問題を取り上げてお話ししようと考えている。

岩槻藩房総分領は、勝浦藩八千石領を引き継いだもので、このうち西畑郷1000石と外郷1000石とを合わせて山家領2000石と呼び、この地域には山役真木や家別真木といった真木の現物上納が課されていた。また領内の御林では真木や炭荷物が生産され、領外へと販売された。

とくに外郷に存在した奥山御林は四キロほどにもわたる巨大な御林であり、岩槻藩はここをその用途ごとに、運上金などを賦課して、商人や百姓に利用させた。岩槻藩が認めた奥山御林の利用形態は、①松・栂・樅は御用木として許可なく伐採することを禁止し、これらの生長に従って入札で江戸の材木問屋などに売却した、②奥山真木買留運上を賦課し、これを上納したもの（請負人）に、村々が奥山御林内（加えて各村々での伐採分も含む）で伐採する真木（束に成形）の独占的な購入を認めた、③一定の炭荷物を上納する対価として、奥山御林内での炭生産および炭荷物の自由な販売を認めた、ただし藩の意向に応じて御手竈化（藩直営での炭生産）することもあった、④檜抹香運上を上納したものに、檜に限定して伐採を許可した、の4通りがあったと考えられる。

このうち③について、岩槻藩大岡家による支配の開始直後の宝暦2年に、筒森郷名主であった永島家と菅野家が林守に任命され、両家が4竈で炭焼きを行う体制が整うが、明和3年から御手竈化されて、両家はその管理を委ねられることになった。この制度のもとで領内百姓による村々での炭焼きまで実質的に禁止される。炭も真木も雑木を原料とすることを考慮すると、これは領内の炭生産を制限し、奥山御林や領内村々での真木生産を確保しようと企図したものとも評価できる。しかし村々は、軽量でかつ高価な販売が期待できる炭の生産を望み、真木生産を忌避した。そのため真木の集荷量はじょじょに減少し、結果として②の運上金額が低下、また請負人のなり手も不足することになり、文化7年には運上金の上納が途絶した。

その後、村々は山役真木や家別真木についても代金納を求めるに至り、雑木のほぼすべてを炭生産に利用するようになった。また岩槻藩も奥山御林内での真木生産に見切りを付け、炭生産を推進するなど、当該地域では急速に炭生産に傾斜していく動向が読み取れる。このように真木生産が忌避された背景には、物資輸送の大動脈である養老川水運の輸送能力に限界があり、また山間での陸送を強いられることがあったと推定される。

## 【研究報告者紹介】（報告順に掲載）

村島 秀次（むらしま・ひでつぐ）

学習院大学大学院博士後期課程

「飛鳥浄御原令の研究—官僚制を中心に—」であり、浄御原令の先行研究は断片的で個別の事案を研究するものが多いため、出土木簡など文献史料を駆使して可能な限り総合的な研究を試みる。

朱 勃瑀（しゅ・ぼつう）

学習院大学大学院博士後期課程

清末の軍事社会史に関心を持ち、郷勇・団練・緑営軍・湘淮軍・地方軍事組織などについての研究をしている。そのなかでもとくに「戦時徴募、戦後解散」の義勇兵である「郷勇」を手がかりに、先行研究の指摘する「団練—勇—地方軍」というヒエラルキー理論を踏まえた上で、清朝中央と地方の関係、地方軍事化なども視野に入れながら、太平天国戦争の実態を再検討している。

丸亀 裕司（まるがめ・ゆうじ）

学習院大学非常勤講師

古代ローマ史。特に、どのようにしてローマの共和政が帝政へと移行したのか、共和政が皇帝権力を生み出すに至ったか、という問題の検討を研究課題として、当時の政治状況、政治制度とその運用方法などに注目しながら、この問題を検討している。

池田 純（いけだ・じゅん）

学習院大学大学院博士後期課程

専門は日本古代史。地方行政制度をはじめとする古代の地方地域や、木簡などの出土文字史料に関心があり、それらを中心に研究をしている。特に木簡に関しては、これまで単体、延いては体系的に取り上げられることがなかったものの意味や意義を明らかにするのはもちろんのこと、それらを用いた典籍史料の再照射なども行っていきたい。

莊 卓燐（そう・たくりん）

学習院大学東洋文化研究所助教

古代中国には人間の移動に制限を加える様々な政治意図があった。この移動制限のなかで、古代中国の統治者は特定の人物或いは特定の用務に従事する者だけに、移動制限を一時的に解除する通行証を発行し、地域を越えた活動を許していた。報告者はこの行為は秦漢時代における皇帝の専制権力の成立と深く関わっていると考え、とりわけ通行証の中でも簡易な形をした「符」に注目し、中国古代帝国の権力構造の解明を進めてきた。

小塩 健（おしお・けん）

東北大学大学院博士後期課程

報告者は、中世イングランドを中心に、教会と国家、戦争文化、歴史叙述を研究テーマとしている。特に 11 世紀後半から 13 世紀前半における叙述史料、なかでも年代記史料を主な研究史料として用いている。教会の統治と王権の統治、紛争解決と社会秩序などについて新知見を加えることを研究課題としている。こうした作業を通じて、教会史や国制史に加えて文化史を取り入れた分野横断的な西洋中世史像を模索している。

野里 顕士郎（のぎと・けんしろう）

学習院大学大学院博士後期課程

日本中世史専攻。戦国期畿内政治史及び出雲尼子氏を研究分野とする。特に天文前期尼子氏の播磨侵攻と畿内政治の関係を分析対象とし、将軍義晴と畿内・西国の各政治権力の関係性の変遷や各派閥の転換点について新たな知見を加えることを課題としている。

## 【研究報告要旨】（報告順に掲載）

### 「浄御原令制下の官司制と官職」

村島 秀次

律飛鳥浄御原令(以下、浄御原令)の現在の研究状況については、坂上康俊氏が整理するように、①近江令の達成を重視してその延長線上に大宝令を置く見方、②浄御原令の達成を重視してその延長線上に大宝令を置く見方、③それ以前の達成とは隔絶したものとして大宝令を置く見方、の三つの見解が鼎立しているのが現状であると総括している。今回の報告では、浄御原令制下の官司制や官職を分析し、大宝令制下のいわゆる「二官八省制」や「四等官制」との比較において、浄御原令の達成度について検証することが目的である。

報告では、まず大宝令制下の「二官八省制」の内容を確認した上で、浄御原令制の官司制を六国史記事や木簡史料を駆使して検証する。天武朝においては、朱鳥元年(686)の殯宮における誅の記述が重要であり、先行研究の通り六官制であることが諸史料から確認できる。また、浄御原令の班賜後も基本的にはまだ「官」を中心とする六官制であるが、官僚組織の拡大に伴って「職」や「司」が官司名として表れたと考えられる。

官司制の特徴として、第一に、「官」が中心であったこと、第二に、一部の官司に「職」や「司」もあるが、その上下関係はなく、第三に、「官」の中には官職の可能性もあるものがある。第三の点については、当初の「官」は人制・部民制から官人制に転換した際に官職名であった可能性があり、その後組織化するにしたがって官司名となって行き、「官」の下に頭(督)や助(介)などの官職が生まれて行ったのではないかとの仮説も提出して、それを検証する。

次に、官職については「官」の長官として「頭」(カミ)が考えられるが、「大夫」や「卿」をどう考えるかは今後の課題であるが、上級官人である「五位以上官人」は官職ではなく冠位で表記し実際には「大夫」あるいは「卿」と呼称された可能性についても確認する。

官職における「四等官制」については、唐令を体系的に継受して官司制や官職の体制を十分に確立していなければ、軽々に導入できるものではない。実際には、「政人」や「史」などが上下の差別なく実務官人の呼称として使用されていたと考えて大過なく、「四等官制」が天武朝以降成立したという具体的な明証はないことを検証する。

結論として、唐令を体系的・逐条的に継受した大宝令制の「二官八省制」や「四等官制」とは大きく相違しており、浄御原令制下では未整備・未成熟な官司制であったことを主張する。

## 「杜受田奏」の鎮圧方略—太平天国前夜における清朝中央政府の地方把握—

朱 勃瑀

一八五〇年、太平天国前夜における広西では、民衆宗教、天地会に代表される秘密結社、盗匪など、清朝政府から見れば、いわば教匪・会匪・土匪と称される反乱集団が活躍した。それらの反乱に対し、咸豊帝は当時の広西巡撫鄭祖琛と広西提督関正鳳に広西緑営軍率いて反乱を鎮圧するよう厳命し、周辺の貴州・雲南・湖南などから兵勇を広西へ向かわせたが、広西省の反乱を鎮圧できなかった。清朝政府は広西反乱の状況に対し、前後して関と鄭の二人を「畏葸无能」（臆病かつ無能力）・「欺飾彌縫」（皇帝を欺き、反乱を粉飾して職務怠慢を言い繕う）として革職し、赴任中に病死した林則徐の代わりに李星沅を欽差大臣に、周天爵を広西巡撫に、向荣を広西提督に任命し、「金田会匪」などの広西の反乱を鎮圧させようとした。

一八五一年、清朝協弁大学士杜受田は広西の反乱に関する状況を議論し、潯州・金田における多数の匪賊に対し、「整軍威」・「募精勇」・「勸郷団」・「察地形」・「務解散」といった五つの方略を提出した。これらの方略は、目新らしさを欠いた、通俗的なものとみなされがちだが、当時の緑営軍・郷勇・団練などの治安問題に深く関わっており、当時の広西の軍事社会を伺う上で重要な視点を提供している。

従来の研究は、主に金田団營前の広西の状況に着眼してきた。それによって、太平天国前夜の広西が混乱していたこと、清朝政府は無能であったという事実はすでに広く知られている。しかし筆者の関心としては、当時の広西がどのような混乱に陥っていたのかという問題も視野に入れながら、清朝中央政府がどの程度広西の反乱を把握していたのか、反乱鎮圧の手段としての緑営軍・団練・郷勇について、清朝中央政府の認識がどの程度到達していたのかなどの問題である。そのため本報告では、咸豊帝の師であり、刑部尚書で咸豊時期の重臣でもあった杜受田の上奏文である「咸豊元年二月初八日・杜受田奏陳兩廣起事情形並剿捕方略單」という史料に基づいて、以上の問題について考察を行う。そして「杜受田奏」のなかでも、従来見落とされてきた五つの方略について、史料としての価値を提示し、緑営軍、緑営軍に付属する郷勇、地元の団練に対して具体的な分析を加え、湘軍の創立者である曾国藩の認識と比較しながら、清朝側が反乱鎮圧の手段に対する認識がどのように変容していったのかを明らかにする。

## 「ローマ帝政初期のカルプルニウス・ピソ家

### —いわゆる「記憶の断罪」の元老院議員家系への影響—

丸亀 裕司

カルプルニウス・ピソ家は、前3世紀末にローマ政界に登場して以降、共和政後期から帝政初期にかけて多数のコンスルを輩出した有力家系である。しかし一方で、後7年にコンスルに就任したグナエウス・ピソが、後にティベリウス帝の後継候補ゲルマニクス殺害の嫌疑によっていわゆる「記憶の断罪 (damnatio memoriae)」を受けて以降、複数のカルプルニウス・ピソ家出身の人物が皇帝への謀反などの嫌疑をかけられることとなった。本報告では、ピソ家の人物についての史料の残存状況や叙述から、グナエウス・ピソに対する「断罪」が、彼以降のカルプルニウス・ピソ家出身者にも重大な影響を与えた可能性を論じる。

まず、カルプルニウス・ピソ家の系譜を確認する。これについては、①共和政期に高位公職を務めたピソ家出身者の系譜は多くの場合は判明している、②「断罪」を受けたグナエウス・ピソの系譜は、共和政期の「カルプルニウス・ピソ家」との関係が判然としない一方、その子孫については3世代後まで明確である、③「断罪」以降、グナエウス・ピソの子孫とされる人物以外の「カルプルニウス・ピソ」の系譜が不明瞭な場合が多い、という特徴がある。こうした特徴について、グナエウス・ピソへの「記憶の断罪」が何らかの影響を与えた可能性はないだろうか。

この可能性を検証するために、次に、この「記憶の断罪」の内容と目的を検討する。この「断罪」では、対象となったグナエウス・ピソを思い起こさせる「記憶」に対する制裁がなされ、それが帝国各地に明示されることが決議された。一方、同じ決議では一族の者たちへの恩赦も明記されていることから、この「記憶の断罪」はあくまでもグナエウス・ピソ本人を対象とするものであった。このことはすでに先行研究でも指摘されているところであるが、果たしてこの「断罪」は他の「カルプルニウス・ピソ家」出身者に何らの影響や不利益も与えなかったのだろうか。

最後に、これを検討するために、グナエウス・ピソへの「記憶の断罪」以降のカルプルニウス・ピソ家出身者に注目する。特に目を引くのが、断罪されたグナエウスの2人の息子については何らの疑惑の痕跡もないにもかかわらず、ほかの彼の近親者のみならず、系譜が判然としない（おそらく数世代コンスルを輩出していない家系の）「カルプルニウス・ピソ」までもが帝位篡奪を疑われていることである。「断罪」の時期、共和政期に連続して高位公職者を輩出したピソ・カエソニヌス家とピソ・フルギ家の系譜が不明瞭になっていることと併せて考えると、グナエウス・ピソへの「記憶の断罪」は、その目的を超えて、「カルプルニウス・ピソ」という名前に「反帝権」というイメージを与え、一族の者がその名を名乗りにくい状況を生み出した、と言えるのではないだろうか。

## 「評制下における舂米輸貢制について」

池田 純

七世後半に施行された地方行政制度である評制研究での論点は、堀川徹氏の研究整理を借りれば、①成立時期及びその背景・意義について、②官制・官名について、③展開について、④他制度との関連について、以上の四つに大きく分類できる。

しかし、評制の生産関係・財政面の研究は、制度の根幹に関わるものでありながら、十分にはなされていない。その原因は、偏に残存史料の少なさにあったのだが、現在では地方遺跡で評制下の木簡が徐々に発見されており、中央においても飛鳥藤原地域で評制下の荷札木簡が多く出土している。よって、現時点で評制の生産関係・財政面を検討する材料はある程度増えているのだが、近年の研究でもそれらの材料が十分に活かされているとはいえない。

したがって、私はこれらの木簡を用いて、本質的にも評制研究において必要不可欠と考える生産関係と財政面の考察の起点として、評制下におけるイネ管理の一環としての舂米輸貢制を明らかにし、本報告を新視点からの評制研究の嚆矢にしたい。イネ管理に注目する理由は、当時の主な経済活動における価値交換媒体はイネであるにも関わらず、未だに十分に研究がなされていないので、これが評制下でどう扱われていたのかを考察することが財政面を考える上で必要であるからである。

さらに、この研究の延長上には、鐘江宏之氏が提言したような、石母田正氏の在地首長制論によるとらえ方の見直し、つまり、在地首長制における生産関係を、より具体的に評制（＝地域社会）における実態の解明から帰納的に検討することができるであろう。そして、これは言うまでもなく、日本古代国家の構造、成立の解明にもつながるのである。

よって、本報告では、評制下におけるイネ管理の一側面として、舂米輸貢制の実態や意義を、荷札木簡等を用いながら明らかにする。

まず第一節では、評制下の舂米輸貢制を明らかにするために、飛鳥藤原地域への米輸貢過程を、木簡を中心に検討する。

次に第二節では、評制下における米輸貢の理由を考える前提作業として、郡制下の米輸貢制の実態について再検討する。

第三節では第一節で明らかにした、評制による飛鳥藤原地域への米の輸貢、特に舂米輸貢がなぜ、行われたのか、その意義や歴史的背景を第二節での米荷札木簡の分析結果を参考にしながら考察する。

そして最後に、評制下における舂米輸貢制の検討で明らかになったことからの展望を述べる。

## 「前漢時代における中央と地方の連結—「徴」の事例を中心に—

莊 卓燐

前漢時代の支配体制は「関中」と「関外」を厳格に区分し、中央の直轄地を豊かにすることによって、地方との格差を意図的に拡大させていた。地域を越えた移動が厳しく制限されるなか、地方官僚および一般民衆が首都圏へ出入りすることは容易ではなかった。前漢時代の皇帝は特定の人物或いは特定の用務に従事する者だけに、移動制限を一時的に解除する「符」や「伝」といった通行証を発行し、地域を越えた活動を許していた。その一環として、前漢の文帝は地方から人材を中央へ招聘するため、竹使符の制度を整えた。以後、竹使符の制度は古代中国の歴代王朝に継承され、唐の高祖によって廃止されるまで存続していた。『隋書』等の史料によれば、竹使符は地方の長官（諸州刺史）を召喚する際に用いられ、中央と地方を連結させる役割を果たしたと見られる。

ところが、伝世史料に見える竹使符の用例は極端に少なく、その実態は不明瞭である。前漢時代において、基本史料である『史記』と『漢書』にわずか一例しか確認できず、竹使符が果たした役割や、当該時期の中央と地方の連結関係が明白とは言い難い。史料が不足しているなか、従来の竹使符に対する理解は、後世の注釈に頼らざるを得ないところがある。とりわけ、『史記索隱』は『漢旧儀』を引用して竹使符は「出入の徴発」に用いられると考証され、竹使符の実態を解明するにあたって重要な知見が含まれる。本報告はこれを手掛かりに、前漢時代における「徴」の事例を収集し、事例研究を行うことによって竹使符の実態に近づこうとする。

前漢時代に見える「徴」の事例から、「出入」との関連を見出せる事例は二種類に大別できる。第一に、地方人材の招聘である。漢代には郷挙里選と呼ばれる、郷里の評判をもとに地方官が地方の人材を中央に推薦する官吏の任用制度がある。皇帝の勅令による「徴」は、常態化された郷里の推挙とは別に、単発的に地方の人材を求める招聘事例となる。第二に、皇帝位継承者の招聘である。前漢中葉以降、漢室は皇帝の後嗣を残さずに他界するという不運に何度も見舞われた。地方の宗室から皇帝の後嗣を求めるべく、劉氏一族の諸侯王を中央へ招聘する事例が複数見られる。

これらの事例研究から、前漢時代における竹使符の運用は、単純に中央と地方と人材の往来のみならず、漢帝国の支配体制そのものに深く関わるものが判明した。異例の皇帝継承を果たした文帝は、中央と地方の隔たりを利用して、竹使符をはじめとする制度を整え、自己の皇帝としての正統性の不足を補った。恵帝の系譜から文帝の系譜へ、帝室が移行されるなか、文帝は「漢」を共有する形で君臣関係を再構築し、「漢家天下」の思想の下で帝国の秩序構造を改革した。これは漢帝国の治世に止まらず、古代中国社会の根本にまで影響する重要な施策と言える。この側面からも、前漢の文帝期は古代中国の画期として再考しなければならないと言えよう。



## 「中世盛期イングランドにおける教会と戦争 —『大年代記 Chronica Majora』を中心に—

小塩 健

中世キリスト教世界において、教会は戦争と様々な形で向き合ってきた。教会法が聖職者の武装を禁じたように、フランスにおける「神の平和・神の休戦」運動では、教会は暴力を制御しようとした。その一方で、教会人は十字軍遠征や司教区防衛のために戦争に関与しており、特にドイツにおいては、世俗諸侯と並んで多くの所領を保有し軍事指揮官となる高位聖職者に関する研究蓄積がある。本報告では、大陸ヨーロッパに比して研究が限定的であるイングランドを例にとり、戦争の当事者となった「戦う教会人」について考察する。

中世盛期イングランドではノルマン征服以降、教会人が国内外の戦争に関与したとする研究がある。それは、高位聖職者が戦争に参加した理由を、封建制、とりわけ土地を媒介とした国王との主従関係における騎士役賦課(*servitium debitum*)に求める考察であった。こうした封建制度論の枠組みを越えた研究が1970年代以降になって英米で見られるようになった。その一つが教会法の観点からの考察であったが、歴史家は教会法を中世社会の唯一の規範とする問題を積み残した。

近年、教会法は「規範」というより、あくまでも戦う教会人に対する「反応」であるとする論考が立て続けに発表されている。クレイグ・ナカシアンは武勲詩や年代記を分析し同時代人がそうした教会人をどのように評価したか、という問いに重きを置いた(Nakashian 2016)。彼はアングロ・ノルマンの高位聖職者による軍事指揮官的役割、特にイングランドの統治者の支援者としての役割を強調した。その一方で、ダニエル・ジェラルドは、教会人の戦う動機を問い直し、教会人の本来の役割、すなわち「司牧」を果たすために参戦する教会人に着目した(Gerrard 2017)。彼はナカシアンが含めなかった教会人による祈りや破門、聖遺物の運搬など、兵士への精神的または霊的な支援に対してより焦点を当てた。

以上のような研究動向を念頭に置いたうえで、本報告では、既存の研究が扱った時代以降においても「戦う教会人」が見られたかどうかを検証することを目的とする。その際、先行研究では取り上げられなかったマシュー・パリス Matthew Paris (c. 1200-1259)の『大年代記』を分析対象とする。教会人、なかでも司教は様々な形で戦争に関与しているが、『大年代記』を紐解くとその特徴は主に3つあると分析できる。第一は11、12世紀に比べると13世紀において、軍事指揮官的役割が減少したことが明らかとなる。第二に司教は引き続き、戦いに際して祈りによる魂の救済のような司牧的役割を果たしていた。三つ目は、時代が進むとともに、戦う司教は武力行使よりも霊的な武器、特に破門を用いることが増加したということであった。史料からは、当時の人の意識としても「破門」が「武器」として認識されていたことがわかる。破門宣言は教会法の明文化とともに次第に「法的制裁」という性格を有し、武力衝突の抑止力として使われたと考えられる。こうした考察を通して、ヨーロッパ中世社会のなかで、教会はいかなる役割を果たしたのか、考えるヒントとなる一事例を提供したい。

## 「戦国前期畿内と西国の政治的連動性—天文期尼子氏の播磨侵攻を通して—」

野里 顕士郎

本報告では、天文六年（一五三七）に開始される尼子氏の播磨侵攻により室町幕府内で問題化する播磨守護赤松氏の処遇の変化に注目し、畿内情勢を考慮した上で将軍義晴政権の方針転換が西国に及ぼした影響の一例を示すことを目的とする。

明応の政変（一四九三）以降、室町将軍家は義澄・義晴系と義種・義維系に分裂し対立が続いていた。永正四年（一五〇七）には管領である細川京兆家も高国・氏綱系と澄元・晴元系に分かれ、将軍家と連動する形で政治抗争が行われていた。

今回扱う時期は天文期前半（一五三二～一五四一）である。畿内情勢は将軍義晴・細川高国方が敗れ、「堺政権」将軍候補義維・細川晴元が一時的に優位に立つも瓦解し、対立していた義晴と晴元の提携関係が確立する時期とされる。先行研究においては、天文二年前後に義晴と晴元の間に協力関係が見られ、「二人の将軍」時代が解消し、将軍の一本化が成立するとされている。

しかし、義晴は後述する天文八年段階の不穏な情勢の中で義維の存在を懸念するなど、将軍一本化の実現に懐疑的であった可能性がある。つまり、天文八年に至っても有事の際に別の将軍候補の存在感が増す可能性があったと考えられる。

研究史においては天文元年以降、「堺政権」方の動向は等閑視される傾向がある。但し、義晴からすると将軍候補義維の政治的有効性が残存していることは否定できない。

「堺政権」方に寝返った赤松氏は天文八年以降に義晴との関係を修復している。当該期に義維の政治的有効性や義晴と旧堺政権方との関係に変化が生じた可能性がある。

将軍一本化が成立する時期や戦国前期に頻繁に起こる将軍家・京兆家を中心とする各政治勢力の派閥組み替えの様相については再検討の余地があると考えられる。

そこで、本報告では天文八年前後の赤松氏問題に対する将軍義晴の対応変化と畿内情勢との関係性を一例として分析する。

播磨国の赤松氏は細川政元との婚姻や将軍義晴の養育など畿内政治との繋がりを密接に持っていた。当該期当主の赤松晴政は、義晴与党でありながら享禄四年（一五三一）の「大物崩れ」で「堺政権」方に寝返っている。結果、義晴は天文三年（一五三四）まで近江国に逼塞することとなる。義晴と敵対関係となった晴政は天文六年より義晴与党の尼子氏から攻撃を受け、播磨国から退去する。当初、義晴は赤松晴政の入国要請を無視していたが、天文九年以降に態度を軟化させ入国を黙認することとなる。

義晴の態度の変化は前年の畿内における三好長慶の乱が影響した可能性がある。これに伴い旧堺政権方の義晴に対する帰服など敵対勢力との関係安定化が相次いで確認されるのである。

以上より、畿内情勢の変化に注目しつつ、赤松氏入国問題への対応を検討することで、義晴の方針転換の意義及び畿内と西国の政治的連動性の一端を明らかにしたい。

## 【学習院大学史学会概要】

名称 学習院大学史学会 (Historical Society of Gakushuin University)  
所在地 (事務局) 〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1  
学習院大学文学部史学科研究室内  
E-mail : hist-soc@gakushuin.ac.jp  
代表者 (2022 年度) 島田 誠 (学習院大学文学部史学科教授)  
設立 昭和 38 年 (1963) 11 月

### 創設経緯・沿革

学習院大学史学会は、学習院大学文学部史学科創設の 3 年目を機に、史学科と表裏一体の関係を保ちつつも、独自の研究、その他の活動を行う組織として設立された。この学会は、1963 年初めから準備され、同年 11 月 16 日の創立総会に発足した。1965 年 1 月には、学会誌『学習院史学』を創刊し、「掲載されたものが、それぞれに意義を持ち、将来の研究に資するものであること」(創刊の辞)を目指した。

### 目的

日本の歴史学の発展に寄与すること (『学習院史学』創刊の辞)  
歴史学の研究ならびに会員相互の親睦をはかること (会則)

### 会員数

全国 計 1,043 名  
教員・事務室 12 名 学内会員 401 名 学外会員 630 名 (2022 年 6 月現在)

### 集会

大会・総会 (1 回/年)、例会

### 刊行物

学習院史学 GAKUSHUIN HISTORICAL REVIEW (1 回/年)  
史学会会報 GAKUSHUIN HISTORICAL REPORT (2 回/年)

## 『学習院史学』第61号原稿募集のお知らせ

2023年3月刊行の『学習院史学』第61号へのご投稿をお待ちしております。

2022年度の投稿要旨の提出期限は**2022年7月20日(水)**、投稿原稿の提出期限は9月下旬(具体的な期日は要旨審査後に通知)とさせていただきます。

※メールにて提出していただく場合は、会誌担当 [gakushuinshigaku@yahoo.co.jp](mailto:gakushuinshigaku@yahoo.co.jp) まで添付で送り下さい。

### 《『学習院史学』投稿規定》

1. 投稿者は学習院大学史学会会員とします。ただし、学習院大学史学会会員を中心とする研究会の投稿については、この限りではありません。
2. 投稿希望者は投稿要旨を編集委員宛に提出してください(400字詰め原稿用紙換算で5枚程度とします。  
なお要旨は審査の都合上、研究史的意義についても簡明に言及してください。掲載の可否については、編集委員会が投稿原稿を厳正に審査した上で投稿者に連絡します。
3. 投稿原稿は、書き下ろし、完全原稿とします(鉛筆不可)。  
印刷の際に組み替え等が生じた場合は、投稿者にその経費の3分の2を負担して頂きます。
4. 注は通し番号とし、本文のあとに付記してください。
5. 投稿原稿は、400字換算で、論説60枚以内(注・図表を含む)、研究ノート40枚以内(同)、書評・史料紹介・研究動向20枚以内(同)とします。なお投稿原稿は縦書き・漢数字使用とし、ワープロ原稿の場合は、A4判に40字×30行で作成したテキストデータにプリントアウト原稿を添えて提出してください。
6. 図・表などは印刷ページの4分の1以内とします。所定量を超過した場合は、超過分を投稿者の負担とします。なお、図・表などは、大まかな掲載場所をあらかじめ指定してください。
7. 投稿要旨の提出期限を7月中旬、投稿原稿の提出期限を9月下旬とします。なお、投稿要旨は400字×5枚程度とし、英文タイトルをつけてください。締め切りは厳に守ってください。
8. 掲載原稿の著作権の扱いは以下の通りとします。
  - (1) 著作権は、著者に帰属するものとします。
  - (2) 著作権者は、複製権・公衆送信権等、出版やオンラインでの公開・配信について、学習院大学史学会に著作権上の許諾を与えるものとします。
  - (3) 著作権者は、論文等の電子化、学習院学術成果リポジトリへの登録、公開・一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する学習院大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとします。なお、公開は刊行から1年後とします。
  - (4) 著作権者は、電子化・オンライン上の公開に当たり、以下に関する著作権上の許諾を予め得ておくものとします。
    - (a) 共著者がいる場合は、そのすべての共著者
    - (b) 引用図版・写真等がある場合は、その図版・写真著作権者
  - (5) 電子化およびオンラインでの公開を希望しない場合は、電子化及びオンラインでの公開を拒否することができるものとします。